

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
附 則（令和6年5月24日企営第155500000348号） （実施期日） 第1条（略） （経過措置） 第2条（略） （その他） 第3条（略） 第4条 当社は、令和6年6月1日から令和8年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの若しくはメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのもの又は第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されているI P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係るI P通信網契約者から、メニュー5-1の10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るI P通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和8年12月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 ただし、そのI P通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。 2（略） 第5条 当社は、令和6年6月1日から令和8年9月30日までの間に音声利用I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者から、その音声利用I P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るI P通信網契約（そのI P通信網契約者（そのI P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのI P通信網契約者が指定する者として）と解除の通知があった音声利用I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）であって、令和8年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 2（略） 3（略）	附 則（令和6年5月24日企営第155500000348号） （実施期日） 第1条（略） （経過措置） 第2条（略） （その他） 第3条（略） 第4条 当社は、令和6年6月1日から令和9年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの若しくはメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのもの又は第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されているI P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係るI P通信網契約者から、メニュー5-1の10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るI P通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和9年4月30日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 ただし、そのI P通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。 2（略） 第5条 当社は、令和6年6月1日から令和9年1月31日までの間に音声利用I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者から、その音声利用I P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るI P通信網契約（そのI P通信網契約者（そのI P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのI P通信網契約者が指定する者として）と解除の通知があった音声利用I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）であって、令和9年4月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 2（略） 3（略）

新旧対照

旧	新
附 則（令和 6 年10月25日企営第155500000469号） （実施期日） 第 1 条 （略） （経過措置） 第 2 条（略） 第 3 条 当社は、令和 6 年11月 1 日から令和 8 年 9 月30日までの間にメニュー 5－1 の 10G b/s のプラン 1 又はメニュー 5－2 の10Gb/sに係る I P 通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係る I P 通信網契約者並びに過去に当社が別に定めるものの適用を受けた I P 通信網契約に係る I P 通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの長期継続利用の申出があった場合（I P 通信網契約の申込み（事業者変更に伴うものに限ります。）と同時の場合を除きます。）には、その長期継続利用期間におけるその I P 通信網サービスに係る利用料金（2－5－1 (1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額2,500円(税込価格 2,750円)を減額して適用します。 ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和 9 年 1 月 1 日以降の日 に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。 2 ～ （略） 5 第 4 条 ～ （略） 第 8 条	附 則（令和 6 年10月25日企営第155500000469号） （実施期日） 第 1 条 （略） （経過措置） 第 2 条（略） 第 3 条 当社は、令和 6 年11月 1 日から令和 9 年 1 月31日までの間にメニュー 5－1 の 10G b/s のプラン 1 又はメニュー 5－2 の10Gb/sに係る I P 通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係る I P 通信網契約者並びに過去に当社が別に定めるものの適用を受けた I P 通信網契約に係る I P 通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの長期継続利用の申出があった場合（I P 通信網契約の申込み（事業者変更に伴うものに限ります。）と同時の場合を除きます。）には、その長期継続利用期間におけるその I P 通信網サービスに係る利用料金（2－5－1 (1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額2,500円(税込価格 2,750円)を減額して適用します。 ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和 9 年 5 月 1 日以降の日 に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。 2 ～ （略） 5 第 4 条 ～ （略） 第 8 条

新旧対照

旧	新
附 則（令和 7 年 3 月 28 日企営第 155500000609 号） （実施期日） 第 1 条（略） （経過措置） 第 2 条 （略） 第 3 条 当社は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者から、その第 1 種契約又は第 2 種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限りします。）と同時にメニュー 5－1 の 100Mb/s のプラン 5－1、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 若しくは 10Gb/s のプラン 1 のもの又はメニュー 5－2 の 100Mb/s のカテゴリ－3－1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s 若しくは 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者が同一の者である場合に限りします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和 8 年 12 月 31 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限りします。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限りします。）について、I P 通信網契約者から申出があった場合に限り、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。 第 4 条 ～ （略） 第 5 条	附 則（令和 7 年 3 月 28 日企営第 155500000609 号） （実施期日） 第 1 条（略） （経過措置） 第 2 条 （略） 第 3 条 当社は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者から、その第 1 種契約又は第 2 種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限りします。）と同時にメニュー 5－1 の 100Mb/s のプラン 5－1、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 若しくは 10Gb/s のプラン 1 のもの又はメニュー 5－2 の 100Mb/s のカテゴリ－3－1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s 若しくは 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者が同一の者である場合に限りします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和 9 年 4 月 30 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限りします。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限りします。）について、I P 通信網契約者から申出があった場合に限り、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。 第 4 条 ～ （略） 第 5 条

新旧対照

旧	新
附 則（令和 8 年 2 月 19 日企営第 155500000858 号） （実施期日） 1 （略） （経過措置） 2 （略） （加入電話等契約からの移行に伴うメニュー 5 の申込みに係る利用料金の割引） 3 当社は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から 1 のメニュー 5 - 1 の 100Mb/s、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 3 若しくは 10Gb/s のプラン 1 のもの又はメニュー 5 - 2 の 100Mb/s、200Mb/s、1 Gb/s 若しくは 10Gb/s のもの又は別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限り。）に係る I P 通信網契約の申込み（同時に音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 2 種契約（プラン 1 に係るものに限り。）の申込みを伴うものに限り。）があり、当社がその申込みを承諾し、I P 通信網契約者から申出があった場合であって、令和 9 年 3 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスを提供開始したときは、料金表第 1 表第 1 類第 1 （臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の 2 - 5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限り。）以下この項において同じとします。）の額に代えて、次表に規定する額を次表に規定する期間（I P 通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間も含みます。）において適用します。 (1) 電話サービス契約約款における 1 の加入電話契約又は総合ディジタル通信サービス契約約款における 1 の第 1 種契約若しくは第 2 種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者 (2) 現に利用休止中の 1 の加入電話等契約に係る契約者 (略) 4 ～ （略） 8	附 則（令和 8 年 2 月 19 日企営第 155500000858 号） （実施期日） 1 （略） （経過措置） 2 （略） （加入電話等契約からの移行に伴うメニュー 5 の申込みに係る利用料金の割引） 3 当社は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から 1 のメニュー 5 - 1 の 100Mb/s、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 3 若しくは 10Gb/s のプラン 1 のもの又はメニュー 5 - 2 の 100Mb/s、200Mb/s、1 Gb/s 若しくは 10Gb/s のもの又は別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限り。）に係る I P 通信網契約の申込み（同時に音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 2 種契約（プラン 1 に係るものに限り。）の申込みを伴うものに限り。）があり、当社がその申込みを承諾し、I P 通信網契約者から申出があった場合であって、令和 9 年 7 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスを提供開始したときは、料金表第 1 表第 1 類第 1 （臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の 2 - 5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限り。）以下この項において同じとします。）の額に代えて、次表に規定する額を次表に規定する期間（I P 通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間も含みます。）において適用します。 (1) 電話サービス契約約款における 1 の加入電話契約又は総合ディジタル通信サービス契約約款における 1 の第 1 種契約若しくは第 2 種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者 (2) 現に利用休止中の 1 の加入電話等契約に係る契約者 (略) 4 ～ （略） 8

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 8 年 9 月 18 日企営第 155500001062 号） （実施期日） 第 1 条 この改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置） 第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 第 3 条 企営第 155500000348 号（令和 6 年 5 月 24 日）の附則第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、企営第 155500000469 号（令和 6 年 10 月 25 日）の附則第 3 条第 1 項、企営第 155500000609 号（令和 7 年 3 月 28 日）の附則第 3 条、企営第 155500000858 号（令和 8 年 2 月 19 日）の附則第 3 項中「令和 8 年 9 月 30 日」を「令和 9 年 1 月 31 日」に、「令和 8 年 12 月 31 日」を「令和 9 年 4 月 30 日」に、「令和 9 年 1 月 1 日」を「令和 9 年 5 月 1 日」に、「令和 9 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 7 月 31 日」に改めます。

音声利用 I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
附 則（令和 8 年 2 月 19 日企第 155500000858 号） （実施期日） 1 （略） 2 （略） （加入電話等契約からの移行に伴う第 1 種契約及び第 2 種契約に係る工事費等の割引） 3 当社は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から第 1 種契約若しくは第 2 種契約の申込み又は細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更の請求があり、当社がその申込みを承諾し、第 1 種契約者又は第 2 種契約者から申出があった場合であって、 <u>令和 9 年 3 月 31 日</u> までに当社がその音声利用 I P 通信網サービス又は付加機能を提供開始したときは、その第 1 種契約又は第 2 種契約に係る契約料については料金表第 1 表第 3 類の 2 に規定する額に代えて、その第 1 種サービスの契約者回線の設置、第 2 種サービスの契約者回線の設置若しくは利用の開始、第 1 種サービス若しくは第 2 種サービスの細目の変更又は付加機能の利用の開始若しくは変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能に係る交換機等工事費については移行前の電気通信サービスにおいて利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費については料金表第 2 表第 1 の 1 (5) 及び第 2 表第 1 の 2－1 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。 ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合にもかかわらず、第 1 種契約又は第 2 種契約の申込者からその場所における当社による工事の請求があったときの工事費の適用については、この限りではありません。 (1) 電話サービス契約約款における 1 の加入電話契約又は総合デジタル通信サービス契約約款における 1 の第 1 種契約若しくは第 2 種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者 (2) 現に利用休止中の加入電話等契約に係る契約者 4 ～ （略） 5	附 則（令和 8 年 2 月 19 日企第 155500000858 号） （実施期日） 1 （略） 2 （略） （加入電話等契約からの移行に伴う第 1 種契約及び第 2 種契約に係る工事費等の割引） 3 当社は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から第 1 種契約若しくは第 2 種契約の申込み又は細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更の請求があり、当社がその申込みを承諾し、第 1 種契約者又は第 2 種契約者から申出があった場合であって、 <u>令和 9 年 7 月 31 日</u> までに当社がその音声利用 I P 通信網サービス又は付加機能を提供開始したときは、その第 1 種契約又は第 2 種契約に係る契約料については料金表第 1 表第 3 類の 2 に規定する額に代えて、その第 1 種サービスの契約者回線の設置、第 2 種サービスの契約者回線の設置若しくは利用の開始、第 1 種サービス若しくは第 2 種サービスの細目の変更又は付加機能の利用の開始若しくは変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能に係る交換機等工事費については移行前の電気通信サービスにおいて利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費については料金表第 2 表第 1 の 1 (5) 及び第 2 表第 1 の 2－1 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。 ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合にもかかわらず、第 1 種契約又は第 2 種契約の申込者からその場所における当社による工事の請求があったときの工事費の適用については、この限りではありません。 (1) 電話サービス契約約款における 1 の加入電話契約又は総合デジタル通信サービス契約約款における 1 の第 1 種契約若しくは第 2 種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者 (2) 現に利用休止中の加入電話等契約に係る契約者 4 ～ （略） 5

新旧対照

旧	新
	附 則（令和８年９月18日企第155500001062号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和８年10月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 企第155500000858号（令和８年２月19日）の附則第３項中「令和８年９月30日」を 「令和９年１月31日」に、「令和９年３月31日」を「令和９年７月31日」に改めます。

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
附 則（令和 7 年 9 月 30 日企営第 155500000767 号） （実施期日） 1 （略） 2 （略） （工事費の割引） 3 当社は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に光回線電話及びワイヤレス固定電話の設置（総合デジタル通信サービス契約約款において提供する第 2 種総合デジタル通信サービス、I P 通信網サービス契約約款において提供するメニュー 5 に係る I P 通信網サービス、音声利用 I P 通信網サービス契約約款において提供する第 1 種サービス及び第 2 種サービス並びに特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款において提供する光回線電話及びワイヤレス固定電話の契約の解除を伴う場合を除きます。）に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 3,000 円（税込価格 3,300 円）であるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和 8 年 12 月 31 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第 2 表第 1 の 2 に規定する額に代えて 2,000 円（税込価格 2,200 円）を適用し、回線終端装置工事費については適用しません。 ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、光回線電話契約者及びワイヤレス固定電話契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。	附 則（令和 7 年 9 月 30 日企営第 155500000767 号） （実施期日） 1 （略） 2 （略） （工事費の割引） 3 当社は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの間に光回線電話及びワイヤレス固定電話の設置（総合デジタル通信サービス契約約款において提供する第 2 種総合デジタル通信サービス、I P 通信網サービス契約約款において提供するメニュー 5 に係る I P 通信網サービス、音声利用 I P 通信網サービス契約約款において提供する第 1 種サービス及び第 2 種サービス並びに特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款において提供する光回線電話及びワイヤレス固定電話の契約の解除を伴う場合を除きます。）に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 3,000 円（税込価格 3,300 円）であるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和 9 年 4 月 30 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第 2 表第 1 の 2 に規定する額に代えて 2,000 円（税込価格 2,200 円）を適用し、回線終端装置工事費については適用しません。 ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、光回線電話契約者及びワイヤレス固定電話契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。
	附 則（令和 8 年 9 月 18 日企営第 155500001062 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 企営第 155500000767 号（令和 7 年 9 月 30 日）の附則第 3 項中「令和 8 年 9 月 30 日」を「令和 9 年 1 月 31 日」に、「令和 8 年 12 月 31 日」を「令和 9 年 4 月 30 日」に改めます。

**端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正
新旧対照**

旧	新
附 則（令和8年2月19日企営第155500000858号） （実施期日） 1 （略） （経過措置） 2 （略） （加入電話等契約からの移行に伴う第1種契約及び第2種契約に係る工事費等の割引） 3 当社は、令和8年3月1日から令和8年9月30日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から1の第1種契約若しくは第2種契約の申込み又は細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更の請求があり、当社がその申込みを承諾し、第1種契約者又は第2種契約者から申出があった場合であって、令和9年3月31日までに当社がその音声利用IP通信網サービス又は付加機能を提供開始したときは、端末設備の設置及び変更に関する基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費（第2種サービスのメニュー2及びメニュー3に係るもの（料金表第1表の2-2(4)に規定するものを除きます）に限ります。）について、料金表第2表の2に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 ただし、端末設備の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合にもかかわらず、第1種契約又は第2種契約の申込者からその場所における当社による工事の請求があったときは、この限りではありません。 (1) 電話サービス契約約款における1の加入電話契約又は総合ディジタル通信サービス契約約款における1の第1種契約若しくは第2種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者 (2) 現に利用休止中の加入電話等契約に係る契約者 （その他） 4 （略） 5 （略）	附 則（令和8年2月19日企営第155500000858号） （実施期日） 1 （略） （経過措置） 2 （略） （加入電話等契約からの移行に伴う第1種契約及び第2種契約に係る工事費等の割引） 3 当社は、令和8年3月1日から令和9年1月31日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から1の第1種契約若しくは第2種契約の申込み又は細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更の請求があり、当社がその申込みを承諾し、第1種契約者又は第2種契約者から申出があった場合であって、令和9年7月31日までに当社がその音声利用IP通信網サービス又は付加機能を提供開始したときは、端末設備の設置及び変更に関する基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費（第2種サービスのメニュー2及びメニュー3に係るもの（料金表第1表の2-2(4)に規定するものを除きます）に限ります。）について、料金表第2表の2に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 ただし、端末設備の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合にもかかわらず、第1種契約又は第2種契約の申込者からその場所における当社による工事の請求があったときは、この限りではありません。 (1) 電話サービス契約約款における1の加入電話契約又は総合ディジタル通信サービス契約約款における1の第1種契約若しくは第2種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者 (2) 現に利用休止中の加入電話等契約に係る契約者 （その他） 4 （略） 5 （略）
	附 則（令和8年9月18日企営第155500001062号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和8年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 企営第155500000858号（令和8年2月19日）の附則第3項中「令和8年9月30日」を「令和9年1月31日」に、「令和9年3月31日」を「令和9年7月31日」に改めます。